

基発第 0313008 号
平成14年3月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて

平成13年12月1日から、公務員又は公務員であった者がその職務に関し、保管し、又は所持する文書（以下「公務文書」という。）については、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものを除き、原則として裁判所へ提出する義務を負うものとする等を含む内容とする「民事訴訟法の一部を改正する法律」（平成13年法律第96号。以下「改正法」という。）が施行されたことに伴い、今後、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連して、労働基準行政機関の保有する文書について、これまで以上に文書提出命令等がなされる場合が多くなるものと考えられる。

ついては、今後、裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いに関しては、下記によることとしたので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、昭和57年2月22日付け基発第128号については、本通達をもって廃止する。

記

第1 裁判所から文書の提出等が求められたときの具体的対応

1 民事訴訟法（平成13年法律第96号。以下「民訴法」という。）に基づき裁判所から文書の提出等を求められる手続きの種類

① 文書提出命令（民訴法第223条）

訴訟当事者からの申立てに基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対してその提出を命ずる手続。

なお、文書提出命令は、文書の所持者に対しては、その提出を命ずる決定を行うことができるが（民訴法第223条第1項）、文書の所持者が第三者である場合には、当該第三者を審尋しなければならない（民訴法第223条第2項）こととされている。

② 調査の囑託（民訴法第186条）

訴訟当事者の申立て又は裁判所の職権により、官公署等に対して、必要な調査を囑託する手続。

③ 文書送付の囑託（民訴法第226条）

訴訟当事者からの申立てに基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対して文書送付を囑託する手続。

2 改正民訴法の主な改正点

今回の改正法は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、改正前の民訴法では文書提出義務がないとして除外されていた公務文書について、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（以下「公務秘密文書」という。）、刑事事件に係る訴訟に関する書類等を除いて、一般的に文書提出義務を負うとする（民訴法第220条第4号）とともに、刑事事件に係る訴訟に関する書類を除き、当該文書が、公務秘密文書等の文書提出義務が除外される文書に該当するかどうかを裁判所が判断をするため必要があると認めるときは、当該文書を何人にも不開示とする条件下で、文書の所持者にその提示をさせることができることとする（民訴法第223条第6項。いわゆる「インカメラ手続」という。）等、文書提出命令制度の充実を図るものである。

具体的には、これまで、公務文書については、利益文書（申立人の利益のために作成された文書。例えば同意書等を指す。）又は法律関係文書（申立人と文書所持者との法律関係について作成された文書。例えば、契約書等を指す。）に該当するもの以外については文書提出義務を負わないものとされていたが（改正前の民訴法第220条第3号）、改正法により、公務秘密文書等を除き全て文書提出義務を負うこととなったものである。

3 文書提出命令の申立後の対応

裁判所から文書提出命令の決定に先立ち審尋があった場合には、命令の対象となる文書が公務秘密文書等に該当するか否かを検討し、公務秘密文書等に該当すると判断される場合を除き文書提出に応じ、公務秘密文書等に該当すると考える場合には当該文書を提出することによって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること等を具体的に説明し、裁判所の理解を得るよう努力すること。

なお、裁判所に意見を述べるに当たっては、事前に本省担当課と十分協議すること。

4 調査の囑託及び文書送付囑託への対応

裁判所から上記1の②又は③の調査の囑託及び文書送付の囑託が行われた場合においても、関係者の同意を得るなど職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮しつつ、適宜、本省担当課と協議しながら、原則これに応じる立場で適切に対応すること。

第2 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士会からの照会に対する対応
弁護士は、弁護士法第23条の2により、その受任している事件について、所属弁護士会に公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ、所属弁護士会は、弁護士からの申出が適当でないとする場合を除き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされてい

る。

このため、弁護士会からの照会に対しては、このような制度が法律上認められている趣旨をも踏まえつつ適切に対応すること。

また、この場合、弁護士法に基づく弁護士会からの照会は、訴訟当事者の一方の弁護士が、その受任事件を契機として、当事者の立場からなされるものであり、訴訟当事者の一方の利益のためになされるという側面があることから、その対応に当たっては、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公正中立な立場を損なう等公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等の観点から、十分な検討を行うこと。

なお、弁護士はその受任事件が裁判所に係争した時点で、民訴法に基づき、裁判所に文書送付の囑託の申立又は文書提出命令の申立ができるものであることに留意すること。